

# 上手な暮らし塾

## 自治会

### 地域を元気に！あなたの町の自治会 ～青山町自治会～

明るく住みよいまちづくりのためにさまざまな取り組みをしている自治会。

今回は、毎年新緑の季節に平床公園に鯉のぼりを飾っている、青山自治会にお邪魔し、市山芳樹会長にお話を伺いました。

「どのような取り組みですか？」

近年、鯉のぼりを上げる家庭が少なくなってきたため、子どもたちの健全な育成を祈り、「地域の子どもたちに楽しんでほしい」「伝統文化として引き継いでほしい」という思いを胸に10年前から鯉のぼりを上げ始めました。今年は4月9日(日)から5月7日(日)まで飾りました。

「何か反響はありますか？」

子どもだけでなく、子どもを公園で遊ばせている若い母親からも喜びの声を聞きます。また、近くの保育園児も見学に来ます。高齢のことも毎年この季節を楽しみにしています。

「苦労されていますか？」



特集

市民

市政

「ご意見」  
プレゼント

生活情報

子育て

健康

福祉

被爆者援護

講演・講座

もよおし

おしらせ

募集

## 消費者

### 改正消費者契約法について

平成13年に施行された消費者契約法は、消費者と事業者の情報力・交渉力の格差を前提とし、消費者の利益を守るための法律です。

しかし、その内容だけでは、消費者の十分な救済が難しい場合もあり、平成29年6月3日より改正消費者契約法が施行されることになりました。

改正内容は大きく二つあります。

#### ①「契約の取消し」

「消費者の消費量に対して多すぎる量を販売したことを、事業者が知っていた場合」＝販売解除ができるようになります。たとえば、消費者がそんなに必要ない・飲めない・事業者が知っていたいながら、何箱も健康食品を勧誘し販売したときなどがあたります。他の改正内容は「重要事項の範囲の拡大」「契約の取消しができる期間を6カ月から1年とする」ことです。

#### ②「契約条項の無効」

消費者の利益を不当に害する条項が無効になるとされていますが、改正後は、その内容がより細かく定められました。「事業者が契約内容を守らなかった場合でも、消費者が契約を解除できない条項」や、「消費

者が連絡をしなければ、意思表示をしたとみなす条項」は、契約済みでも、無効となります。

これらの改正によって、不当な契約から消費者の利益を守りやすくなりました。消費生活でお困りの時や契約が「おかしいな？」と感じたら、悩む前に消費者センターへご相談ください。



### 消費者トラブル啓発 マグネットシートを配布！

消費者トラブルの相談窓口を記載しています。

【対象】65歳以上のかたがいる世帯

【配布開始日】平成29年7月1日

【配布場所】

消費者センター、市民課待合所、別館1階の各受付窓口、行政センター、支所など



消費生活・契約トラブルの相談窓口。  
困ったら、まずご相談ください。  
**☎095-829-1234**  
【相談時間】10時～17時  
【受付日】月曜日～土曜日  
【受付時間】10時～17時  
※土・日・祝日はご相談できません。  
長崎市消費者センター  
※縦5.5cm×横9cm

■問い合わせ

消費者センター(☎829・1234)